

# 保険証を一斉更新します

**⚠ 以下の場合、手続きが必要です。ご確認をお願いします。**

■ 国民健康保険の加入をするとき

**持ち物** 社会保険の資格喪失証明書、本人確認書類

■ 国民健康保険を脱退するとき（未手続きの場合、保険税がかかります）

**持ち物** 社会保険等の資格情報・取得日が分かるもの、本人確認書類、国保の保険証等

■ マイナ保険証の利用登録を解除するとき

■ 長期該当（通算90日以上入院等）による「限度額適用・標準負担額減額認定証」はマイナ保険証であっても申請手続きが必要となります。（所得区分による該当者のみ）

## 以下の場合は、更新手続きは不要です。

■ 70歳になる人 高齢受給者へと切替わります。  
誕生月に新しい資格確認書等を郵送します。

■ 75歳になる人 後期高齢者医療制度へと移行します。  
誕生日の前月に新しい資格確認書が郵送されます。

## ⚠ 保険税の未納がある世帯

特別な理由がなく、保険税の納期限から1年が経過するまでの間に、保険税を納付しない場合、「特別療養費※1」へと切り替わります。その際には、事前に通知でお知らせします。納付が難しいなどの場合は、役場税務住民課に相談ください。

※1 窓口での支払いが全額自己負担



マイナンバー総合  
フリーダイヤル

マイナンバー  
**0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分  
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカード  
の保険証利用につ  
いてもっと知りたい  
方はこちら



問合せ先

保健センター福祉課 森本

☎ 75-4102